

契約変更及び工期延期理由書

神戸市

工 事 名	東灘処理場リン回収設備増設工事（土木）														
< 契約変更後の工事概要 > ・ 作業土工 一式 ・ 基礎工 一式 ・ 付帯工 一式 < 工期延長後の工期 > <table><tr><td>・ 契約年月日</td><td></td><td>令和 7 年 11 月 13 日</td><td></td></tr><tr><td>・ 完成期限</td><td>当初</td><td>令和 8 年 7 月 15 日</td><td></td></tr><tr><td></td><td>第一回変更</td><td>令和 8 年 9 月 11 日</td><td>58 日間</td></tr></table>				・ 契約年月日		令和 7 年 11 月 13 日		・ 完成期限	当初	令和 8 年 7 月 15 日			第一回変更	令和 8 年 9 月 11 日	58 日間
・ 契約年月日		令和 7 年 11 月 13 日													
・ 完成期限	当初	令和 8 年 7 月 15 日													
	第一回変更	令和 8 年 9 月 11 日	58 日間												
< 設計変更の理由 > 本工事は、東灘処理場において新たにリン回収設備を増設するため、基礎工事（杭設置工を含む）を行うものであるが、以下の理由により、変更が必要となる。 ① ボーリング調査工 当初設計において、当該施工範囲では杭設置工の支障となる地中残置物は存在しないものとして計画していた。 しかしながら、施工に先立ち既存資料等を基に現地踏査を実施した結果、地中残置物の位置が不透明であったため、残置物確認を目的としてボーリング調査工を追加した。 その結果、当初想定していなかった地中残置物を確認した。 ② 障害物撤去工 上記により、本工事の施工に支障をきたすことから、障害物撤去工（鋼製ケーシング φ 1000 mm、L=6.00m）2 箇所が増工となる。 < 工期延長の理由 > 追加調査（ボーリング調査工）および障害物撤去工に伴う仮設計画の変更に時間を要したため、58 日の工期延長を要する。															

*原議用、契約監理課用の2部作成すること